

所管部課		総務部 総務課		部長		矢吹 勇一	
件 名		刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関	職員課、市民課、生活福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課					
1. 要 旨							
刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和7年6月1日に施行されることに伴い、刑の種類である「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」の創設等が行われることから、「懲役」及び「禁錮」の文言を規定する6本の規則を一括で改正するものである。							
(1) 一括改正する規則							
第1条 東大和市自動車の臨時運行許可に関する規則							
第2条 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則							
第3条 東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則							
第4条 東大和市生活保護法施行細則							
第5条 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例施行規則							
第6条 東大和市地域包括支援センター条例施行規則							
(2) 改正内容							
6本の規則中「懲役」及び「禁錮」の文言を、「拘禁刑」に改める。							
(3) 施行日							
令和7年6月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）							
総務課審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等）							
庁議終了後、速やかに制定事務を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。